

第2回 学問の自由と大学の自治

東大ポポロ事件最高裁判決（最大判昭和38年5月22日刑集17巻4号370頁）

「論旨のうちで、原判決には憲法23条の学問の自由に関する規定の解釈、適用の誤りがある
5
と主張する点について見るに、同条の学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の
発表の自由とを含むものであつて、同条が学問の自由はこれを保障すると規定したのは、一
面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、
大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大
10
学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。教育ないし教授の自由
は、学問の自由と密接な関係を有するけれども、必ずしもこれに含まれるものではない。し
かし、大学については、憲法の右の趣旨と、これに沿って学校教育法52条が「大学は、学
術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」することを目的
とするとしていることとに基づいて、大学において教授その他の研究者がその専門の研究
15
の結果を教授する自由は、これを保障されると解するのを相当とする。すなわち、教授そ
他の研究者は、その研究の結果を大学の講義または演習において教授する自由を保障され
るのである。そして、以上の自由は、すべて公共の福祉による制限を免れるものではないが、
大学における自由は、右のような大学の本質に基づいて、一般の場合よりもある程度で広く
認められると解される。

大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている。この
20
自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授そ
他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される。また、大学の施設と学生の管理につ
いてもある程度で認められ、これらについてある程度で大学に自主的な秩序維持の権能が
認められている。

このように、大学の学問の自由と自治は、大学が学術の中心として深く真理を探求し、専
25
門の学芸を教授研究することを本質とすることに基づくから、直接には教授その他の研究
者の研究、その結果の発表、研究結果の教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味
すると解される。大学の施設と学生は、これらの自由と自治の効果として、施設が大学当局
によって自治的に管理され、学生も学問の自由と施設の利用を認められるのである。もとよ
り、憲法23条の学問の自由は、学生も一般の国民と同じように享有する。しかし、大学の
30
学生としてそれ以上に学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設を利用
できるのは、大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と
自治の効果としてである。

大学における学生の集會も、右の範囲において自由と自治を認められるものであつて、大
学の公認した学内団体であるとか、大学の許可した学内集會であるとかいうことのみによ
35
つて、特別な自由と自治を享有するものではない。学生の集會が真に学問的な研究またはそ
の結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当る行為をする場合には、

大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しないといわなければならない。また、その集
会が学生のみのものでなく、とくに一般の公衆の入場を許す場合には、むしろ公開の集会と
見なされるべきであり、すくなくともこれに準じるものというべきである。

5 本件の東大劇団ポポロ演劇発表会は、原審の認定するところによれば、いわゆる反植民地
闘争デーの一環として行なわれ、演劇の内容もいわゆる松川事件に取材し、開演に先き立っ
て右事件の資金カンパが行なわれ、さらにいわゆる渋谷事件の報告もなされた。これらはす
べて実社会の政治的社会的活動に当る行為にほかならないのであって、本件集会はそれ
10 によってもはや真に学問的な研究と発表のためのもでなくなるといわなければならない。ま
た、ひとしく原審の認定するところによれば、右発表会の会場には、東京大学の学生および
教職員以外の外来者が入場券を買って入場していたのであって、本件警察官も入場券を買
って自由に入場したのである。これによって見れば、一般の公衆が自由に入場券を買って入
場することを許されたものと判断されるのであって、本件の集会は決して特定の学生のみ
15 の集会とはいえず、むしろ公開の集会と見なされるべきであり、すくなくともこれに準じるも
のというべきである。そうして見れば、本件集会は、真に学問的な研究と発表のためのもの
でなく、実社会の政治的社会的活動であり、かつ公開の集会またはこれに準じるものであ
20 って、大学の学問の自由と自治は、これを享有しないといわなければならない。したがって、
本件の集会に警察官が立ち入ったことは、大学の学問の自由と自治を犯すものではない。

これによって見れば、大学自治の原則上本件警察官の立入行為を違法とした第一審判決
およびこれを是認した原判決は、憲法 23 条の学問の自由に関する規定の解釈を誤り、引い
20 て大学の自治の限界について解釈と適用を誤った違法があるのであって、この点に関して
論旨は理由があり、その他の点について判断するまでもなく、原判決および第一審判決は破
棄を免れない。」